



発行 新潟県

**第 34 号**

令和5年5月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 511 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 512 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 513 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 514 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 515 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 516 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 517 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 518 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 519 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 520 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 521 道路の区域変更（道路管理課）
- 522 道路の区域変更（道路管理課）
- 523 道路の区域変更（道路管理課）
- 524 道路の供用開始（道路管理課）
- 525 道路の区域変更（道路管理課）
- 526 道路の供用開始（道路管理課）
- 527 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

公安委員会告示

- 50 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）



◎新潟県告示第511号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

3 講習会場、講習日程及び講習科目

(1) 講習会場の名称及び所在地

興和ビル  
新潟県新潟市中央区新光町6-1

(2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月25日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)  
第2日(10月2日) 衛生管理(6時間)  
第3日(10月3日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和5年7月25日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円

◎新潟県告示第512号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 遠藤 弘良)  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

3 講習会場、講習日程及び講習科目

(1) 講習会場の名称及び所在地

興和ビル  
新潟県新潟市中央区新光町6-1

(2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月25日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)  
第2日(10月2日) 衛生管理(6時間)  
第3日(10月3日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和5年7月25日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円

◎新潟県告示第513号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月6日(火)	午後1時から4時まで	西能生地区公民館	糸魚川市全域
6月7日(水)	午前9時から正午まで		
6月8日(木)	午後1時から4時まで		

6月9日(金)	午前9時から正午まで	根知地区公民館	
6月12日(月)	午後1時から4時まで	糸魚川市役所	
6月13日(火)	午前9時から正午まで		
6月14日(水)	午後1時から4時まで		
6月15日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	大和川地区公民館	
6月16日(金)	午前9時から正午まで	下早川地区公民館	
6月19日(月)	午後1時から4時まで	市振地区公民館	
6月20日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	青海総合文化会館	
6月21日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市役所	
6月22日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市民会館	
6月23日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第514号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
五泉市船越字蓮瀧316番2	田	389
五泉市船越字蓮瀧317番2	田	381
五泉市船越字狐塚456番1	田	512
五泉市船越字狐塚457番1	田	88
五泉市船越字狐塚457番6	田	122
五泉市船越字狐塚457番7	田	34

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年9月	5年	7,595 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
  - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
  - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - オ 意見の趣旨及びその理由
  - カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限  
令和5年5月16日
- (3) 提出先  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法  
上記提出先への持参又は郵送

### ◎新潟県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月2日

新潟県新発田地域振興局長

#### 1 就任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明
〃	阿賀野市千唐仁151番地6	市川 英敏
〃	〃 発久209番地	中山 一巳
監事	〃 堀越602番地1	齋藤 正人
〃	新潟市北区太田2110番地	金子 精一
〃	新発田市天王1520番地	磯部 昭

就任年月日 令和5年4月9日

#### 2 退任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明
〃	阿賀野市発久209番地	中山 一巳
〃	〃 五郎巻1669番地	小林 忠孝
監事	〃 堀越602番地1	齋藤 正人
〃	新潟市北区太田2110番地	金子 精一
〃	新発田市天王1520番地	磯部 昭

退任年月日 令和5年4月8日

### ◎新潟県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合の定款の変更を令和5年4月24日認可した。

令和5年5月2日

新潟県新潟地域振興局長

### ◎新潟県告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を令和5年4月21日認可した。

令和5年5月2日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和5年4月21日認可した。

令和5年5月2日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和5年4月21日認可した。

令和5年5月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第520号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年3月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社 星野建設  
星野 敏也
- 3 主たる営業所の所在地  
十日町市荒屋ア72
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－4）第18091号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年3月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
伊藤重機  
伊藤 武夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市南押上1-12-10
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－30）第41256号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年3月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
中之島オオハシ  
大橋 清
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市大曲戸新田38-11

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44289号
  - 5 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社 やまいち建設  
市川 弘一
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市東城町2-4-51
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第10158号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社 木戸建設  
木戸 隆
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟県新発田市荒町甲881
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第12310号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社 妙高高原生コン  
五十嵐 健一
  - 3 主たる営業所の所在地  
妙高市大字田切643-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41179号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
西建築事務所  
西潟 郁夫
  - 3 主たる営業所の所在地
-

南魚沼市宮村下新田217-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-3）第44988号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

マルケイ阿部組

長 貴裕

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区紫竹5-4-10

4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第3627号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年3月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社 高野建築事務所

高野 悟

3 主たる営業所の所在地

南魚沼郡湯沢町大字湯沢354-19

4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第8625号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 神田エンジニアリング

須貝 義規

3 主たる営業所の所在地

新発田市新富町3-6-4

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-30）第12430号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年3月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 柳原組

柳原 正宗

- 3 主たる営業所の所在地  
燕市小高376
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-4)第22172号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年2月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社 八木友材木店  
八木澤 剛
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区巻甲444
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第22204号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年2月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社 ポートサービス  
川端 あつ子
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区坂井砂山2-2-63
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39760号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年3月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
イトーキマルイ工業 株式会社  
藤原 和典
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市中之島901-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42833号
  - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
藤和建设 株式会社
-



後藤 政夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区鏡西2-3-8

4 許可番号 新潟県知事許可(特-30)第15097号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第521号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市塚野山字中村783番6から 同市千谷沢字浦川原3750番1まで	新	(A) 7.8~22.0メートル	973.5メートル
		(B) 11.2~33.3メートル	991.7メートル
	旧	7.8~22.0メートル	973.5メートル

◎新潟県告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 西片貝浦瀬線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市麻生田町字石橋79番1から	新	9.4~17.8メートル	297.0メートル
同市麻生田町字八十刈188番8まで	旧	9.0~13.5メートル	297.0メートル

◎新潟県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市村松町字早道場1597番5から	新	6.0～16.2メートル	592.8メートル
同市村松町字山王1791番2まで	旧	5.0～11.2メートル	592.8メートル

◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 滝谷村松線
- 2 供用開始の区間  
長岡市村松町字早道場1597番5から同市村松町字山王1791番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月2日

◎新潟県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市高田町五丁目639番2から	新	8.4～44.6メートル	92.5メートル
同市高田町六丁目657番16まで	旧	8.4～44.6メートル	92.5メートル

◎新潟県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 十日町川西線

- 2 供用開始の区間  
十日町市高田町五丁目639番2から同市高田町六丁目657番16まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月2日

### ◎新潟県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青柳高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市清里区梨平字屋敷添2112番1から	新	7.0～27.0メートル	355.2メートル
同市清里区北野字阿ら田136番6まで	旧	5.1～27.0メートル	355.2メートル

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 上越ウイングマーケットセンター  
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地  
設置者 株式会社パティオ 他6者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出  
公告日 令和4年4月8日
- 3 意見の概要  
(1) 上越市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和5年5月2日から令和5年6月2日まで

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 オオガタショッピングセンター  
所在地 上越市大潟区土底浜1055番1号  
設置者 協同組合大潟ショッピングセンター
- (2) 名 称 コンパスタウン上越インター  
所在地 上越市大字上源入字響田129番地24外  
設置者 株式会社ナルス
- (3) 名 称 知遊堂上越国府店  
所在地 上越市加賀町3077番地2  
設置者 株式会社ナルス
- (4) 名 称 ナルス柿崎店  
所在地 上越市柿崎区柿崎藤木711番  
設置者 株式会社ナルス
- (5) 名 称 ナルス鴨島店  
所在地 上越市子安新田4-55  
設置者 株式会社ナルス
- (6) 名 称 ナルス北城店  
所在地 上越市北城町3丁目273番1外  
設置者 頸城自動車株式会社
- (7) 名 称 ナルス国府店  
所在地 上越市国府4丁目8番3号  
設置者 日成商事株式会社
- (8) 名 称 ナルス高田西店  
所在地 上越市大貫4丁目3外  
設置者 株式会社ナルス
- (9) 名 称 ナルス直江津東店  
所在地 上越市三ツ屋町95番地4外  
設置者 株式会社ナルス
- (10) 名 称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田2001番地  
設置者 株式会社ナルス

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
1-(2)~(5)、(8)~(10)  
(変更前) 株式会社ナルス 代表取締役 森山 仁 上越市藤巻8番13号  
(変更後) 株式会社ナルス 代表取締役 丸山 三行 上越市藤巻6番50号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
1-(1)~(2)、(4)~(10)  
(変更前) 株式会社ナルス 代表取締役 森山 仁 上越市藤巻8番13号  
(変更後) 株式会社ナルス 代表取締役 丸山 三行 上越市藤巻6番50号

3 変更年月日

- (1) 令和5年3月13日 他
- (2) 令和5年3月13日

4 変更の理由

- (1) 設置者の代表者及び住所に変更があったため
- (2) 小売業者の代表者及び住所に変更があったため

5 届出年月日

令和5年4月17日

- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和5年5月2日から令和5年9月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 クスリのアオキ能生店・コメリハードアンドグリーン能生店  
所在地 糸魚川市大字能生1887番地1  
設置者 株式会社クスリのアオキ 他1者
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
・株式会社クスリのアオキ  
(変更前) 午前9時00分から午後9時00分  
(変更後) 午前9時00分から翌午前0時00分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後9時00分  
(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
・荷さばき施設1  
(変更前) 午前6時00分から午後7時00分  
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
- (1) 令和6年12月21日  
(2) 令和5年7月12日
- 4 変更の理由  
テナントが変更したことに伴う営業計画変更のため
- 5 届出年月日  
令和5年4月20日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和5年5月2日から令和5年9月2日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタル図化システム賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
デジタル図化システム賃貸借契約
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先

##### (1) 期間

本公告の日から令和5年6月12日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

##### (2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

##### (3) 問合せ先

###### ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831（直通）

###### イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部交通指導課図化係

電話番号 025-285-0110 内線5135

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 本調達案件の仕様に適合する案件であることを証明した者であること。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 4に定めるところにより、入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 入札参加申請書等の提出

ア 提出期間 令和5年5月2日（火）から令和5年6月12日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1

条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年6月19日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年6月22日(木)午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封印を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和5年6月21日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 入札参加申請書等の取扱い

ア 入札参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(4) 苦情申し立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products to be procured :

Digital Plotting System

(2) Date, time and place of tendering :

Date : Thursday, June 22, 2023

Time : 11:00 am

Place : Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

(3) Contact point for the notice :

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Tel : 025-285-1831

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和5年5月2日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
平野 利幸	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域	令和5年5月1日から 令和7年3月31日まで